地域計画

令和7年3月28日
令和7年9月18日
(1回目)
令和15年度
諫早市
422045
飯盛地域
(江ノ浦)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	383.7 ha					
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	378.9 ha					
② 田の面積	74.5 ha					
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	304.4 ha					
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha					
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.6 ha					
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha					
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha					
(備考)						

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・江ノ浦集落の橘湾沿いの丘陵地帯では、特産野菜・花き(ニンジン、馬鈴薯、ダイコン、カボチャ、キュウリ、イチゴ、菊、カーネーション、生姜)を主体とする畑地帯となっており、その圃場整備率が高く、効率的な農作業と低コスト化が図られている。また、施設花き(カーネーション等)も盛んであり、水稲については開地区を中心に作付がされている。・他の地区より高齢化は進んでいない。江ノ浦集落の圃場整備地区で、比較的若い世代が就農しているためである。

- 今後は後継者不足により、後継者未定等の農地が生じてくる。
- ・圃場整備地区以外では、農地の集積が進んでおらず、集落間での差がある。
- ・同じく、圃場整備地区以外では、中山間など耕作条件の悪い農地(田・畑)が多く、荒廃農地などが増加している。
- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

特産野菜・花きを主体とする畑地帯は圃場整備率が高く、かん水省力化や大型機械による効率的な農作業を推進して低コスト化を図る。水田については農作業機械の共同利用や大型農業機械による農作業の受委託等を推進して低コスト化を図る。また、スマート農業等の導入により生産性の向上を図ることで経営を安定化させ、担い手を確保していく。

2	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標								
	(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針								
	農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。								
	 (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標								
	現状の集積率 84.67 % 将来の目標とする集積率 85 %								
	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標								
	担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)								
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置								
	(1)農用地の集積、集団化の取組								
	土地改良区等と連携して中間管理制度の周知を図りながら、中心経営得体へ農地の集約化を行っていく。								
	(2)農地中間管理機構の活用方法								
	飯盛地区を重点実施地区とし、土地改良区を通して、中間管理制度の周知と、対象地区内の受け手(担い手)との								
	マッチングを行い、集積を進めて行く。 また、圃場整備未実施地区においても、農地中間管理制度についての周知を図り、受け手(担い手)とのマッチング								
	を行い、集積を進めて行く。								
	(3)基盤整備事業への取組								
	圃場整備実施地区において、畑作物の高位安定と品質向上等のために、畑地灌漑施設の整備や水利施設の組 を行い、農業経営の安定化を目指す。								
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組								
	中間管理事業の配分解約等があった場合は、市・農地利用最適化推進委員及び土地改良区と連携をしながら、地域の内外から広く経営体を求め、地域内での定着と育成を図っていく。								
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組								
	今後も協議の場において検討を継続する。								
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □								
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他								
【選択した上記の取組内容】									
	①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づく りや捕獲体制の構築等に取り組む。								
	3経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。 ⑩特産化作物の導入方針として、ばれいしょ、にんじんなどの特産作物や、カーネーションや菊などの施設花き、畜産団地としての育成確保をする。								

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	1970年197日 発行の場合には世刊の日本								
属性	農業を担う者(氏名・名称)	現状		10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
海 江		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等		作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
				- 別紙のとおり			ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			Па	пар пар		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。